



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務七)

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令
(総務六七)

○予防接種法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働二二二)

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第七号
総務省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>第十条 法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>「二〇六 略」</p> <p>七 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）附則第十八条の二の予防接種証明書の交付に関する事務</p>	<p>第十条 法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>「二〇六 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、令和三年七月二十六日から施行する。

省 令

○総務省令第六十七号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十二日

総務大臣 武田 良太